

糖尿病透析予防指導における CDEJ の役割

公益社団法人鹿児島県栄養士会 立川 俱子

日本病態栄養学会では清野裕理理事長を中心に、「糖尿病腎症の栄養食事指導料」の新設に向けて、日本糖尿病学会や日本腎臓学会の先生方とともに、長年、陳情活動を展開して参りました。この活動のかいがあり、この度の平成 24 年度診療報酬改定で「糖尿病透析予防指導管理料（月 1 回 350 点）」が新設されたことは、関係者一同、大きな喜びであると同時に、より効果的な活用のためには、指導管理者としてのマンパワーが求められることに責任の重大さを痛感いたしております。

この「糖尿病透析予防指導管理料」は、透析患者数が増加している中、透析導入患者の原疾患は糖尿病腎症が最も多くっており、糖尿病患者に対し、外来において、医師と看護師又は保健師、管理栄養士が連携し、重点的な医学管理を行うことについて評価を行い、糖尿病患者の透析移行の予防を図るもので、下記の算定要件及び施設基準が示されています。

【算定要件】

1. ヘモグロビン A1c (HbA1c) が 6.1% (JDS 値) 以上、6.5% (国際標準値) 以上又は内服薬やインスリン製剤を使用している外来糖尿病患者であって、**糖尿病性腎症第2期以上の患者**（透析療法を行っている患者を除く）に対し、透析予防診療チームが透析予防に係る指導管理を行った場合に算定する。
2. 透析予防診療チームが、「1」の患者に対し、日本糖尿病学会の「糖尿病治療ガイド」等に基づき、患者の病期分類、食塩制限及びタンパク制限等の食事指導、運動指導、その他生活習慣に関する指導等を必要に応じて実施した場合に算定する。

【施設基準】

- ① 以下から構成される透析予防診療チームが設置されていること。
 - ア 糖尿病指導の経験を有する専任の医師
 - イ 糖尿病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師
 - ウ 糖尿病指導の経験を有する専任の管理栄養士
- ② 糖尿病教室を定期的に実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明が行われていること。
- ③ 一年間に当該指導管理料を算定した患者の人数、状態の変化について報告を行うこと。
- ④ 薬剤師、理学療法士が配置されていることが望ましい。

上記の①のアに掲げる医師並びにイに掲げる看護師は、糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を 5 年以上有する者、また、①のイに掲げる保健師は、同じく糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を 2 年以上有する者、さらに、①のウに掲げる管理栄養士は、糖尿病及び糖尿病性腎症の栄養指導に従事した経験を 5 年以上有する者とあり、経験 5 年未満の看護師については、糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を 2 年以上有し、かつ、この間に通算 1,000 時間以上糖尿病患者の療養指導を行った者であって、適切な研修を修了した者とあり、ここでいう適切な研修の一つに当日本糖尿病療養指導士認定機構が認定している糖尿病療養指導士の受験者用講習会が認められています。

まさに、CDEJ を対象にしたものであり、今こそ CDEJ の実力が問われる時と考えます。今回のこの「糖尿病透析予防指導管理料」は、その結果が問われるものであり、CDEJ の皆様には早々に透析予防診療チームを組織し一人でも多くの糖尿病腎症第 2 期以上の患者さんへの療養指導・栄養指導を開始していただきたいと思います。

本認定機構設立に関与した関係者の一人として、皆様方のご活躍に心から期待を込めてエールを送ります。